

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年 11 月 11 日京都市条例第 14 号）（行財政局人事部人事課）

京都市指定金融機関選定委員会を廃止する必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表 1 京都市指定金融機関選定委員会の項を削りました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 14 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1京都市指定金融機関選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)